

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 行政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道税条例等の一部を改正する条例（令和2年北海道条例第71号）附則第1項第5号に掲げる規定の施行期日は、令和5年1月1日とする。

告 示

目 次

規 則	ページ
○北海道税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……（税務課）	67
告 示	
○水域利用調整区域の指定……（危機対策課）	67
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……（循環型社会推進課）	69
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……（農業施設管理課）	69
○知事権限に係る保安林の指定……（治山課）	69
○道路の区域の決定及び供用の開始……（維持管理防災課）	69
○土砂災害警戒区域の指定……（維持管理防災課）	70
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（維持管理防災課）	71
○海岸保全区域の指定の一部改正……（維持管理防災課）	74
道教育委員会教育長告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……	74
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……	75
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……	75
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……	76
○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）……	78
道警察方面本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……	79

規 則

北海道税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和4年6月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第48号

北海道税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北海道告示第384号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）第18条の規定により、次の水域を水域利用調整区域に指定した。

令和4年6月24日

北海道知事 鈴木直道

1 石狩浜海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号。以下「規則」という。）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 石狩市道2丁目線の北西方向延長線（以下「基線1」という。）と海岸線が交差する地点から石狩河口方向へ海岸線に沿い600mの地点

(B点) A点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点

(C点) 基線1と海岸線が交差する地点から東埠頭方向へ海岸線沿い100mの地点

(D点) C点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和4年7月9日から同年8月21日まで

2 おたるドリームビーチ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線（以下「基線2」という。）と海岸線が交差する地点から星置側河口方向へ海岸線に沿い329.5mの地点

(B点) A点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(C点) 基線2と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い900mの地点

(D点) C点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和4年6月24日から同年8月31日まで

3 銭函ヨットハーバー水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線（以下「基線3-1」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) 基線3-1上で、A点から沖合方向210mの地点

(C点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線（以下「基線3-2」という。）と海岸線が交差する地点

(D点) 基線3-2上で、C点から沖合方向250mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和4年6月24日から同年8月31日まで

4 銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線（以下「基線4」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) 基線4上で、A点から沖合方向250mの地点

(C点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い480mの地点

(D点) C点から基線4に平行する直線上の沖合230mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和4年7月2日から同年8月24日まで

5 蘭島海水浴場、水産動植物増殖施設水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M及びN点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市蘭島1丁目338番地4と小樽市蘭島1丁目339番地1の境界線（以下「基線5-1」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い500mの地点

(C点) 小樽市蘭島1丁目102番地4と小樽市蘭島1丁目102番地7の境界線（以下「基線5-2」という。）と海岸線が交差する地点

(D点) 基線5-2上で、C点から沖合方向350mの地点

(E点) 小樽市蘭島1丁目97番地と国有地の境界線（以下「基線5-3」という。）と海岸線が交差する地点

(F点) 基線5-3上で、E点から沖合方向150mの地点

(G点) 基線5-2上で、C点から沖合方向150mの地点

(H点) B点から基線5-1に平行する直線上の沖合方向100mの地点

(I点) 小樽市蘭島1丁目332番地2と小樽市蘭島1丁目333番地5の境界線（以下「基線5-4」という。）と海岸線が交差する地点

(J点) 基線5-4上で、I点から沖合方向350mの地点

(K点) 基線5-1上で、A点から沖合方向400mの地点

(L点) A点から余市方向へ海岸線に沿い180mの地点

(M点) L点から余市方向へ海岸線に沿い200mの地点

(N点) 基線5-4上で、I点から沖合方向100mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和4年7月8日から同年8月21日まで

6 浜中・モイレ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 余市町道旧役場線東方向延長線（以下「基線6」という。）と海岸線が交差する地点から余市川河口方向へ海岸線に沿い50mの地点

(B点) A点から基線6に平行する直線上の沖合40mの地点

(C点) 基線6と海岸線が交差する地点からヌッチ川河口方向へ海岸線に沿い550mの地点

(D点) C点から基線6に平行する直線上の沖合100mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和4年7月15日から同年8月16日まで

7 壮瞥温泉園地水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 壮瞥町道公営住宅線の北方向延長線(以下「基線7-1」という。)と湖岸線が交差する地点から西へ40mの地点

(B点) 基線7-1上で、基線7-1と海岸線が交差する地点から沖合方向300mの地点

(C点) 壮瞥町四十三川導流堤右岸先端部より中島棧橋方向延長線(以下「基線7-2」という。)上で、基線7-2と湖岸線が交差する地点から沖合方向300mの地点

(D点) 基線7-2と湖岸線が交差する地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和4年7月1日から同年9月30日まで

北海道告示第385号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和4年6月24日

北海道知事 鈴木直道

- 1 形質変更時要届出区域 室蘭市仲町3番4の一部、3番5の一部、3番6の一部、5番1の一部、5番2の一部、5番3の一部、5番5の一部、59番の一部、64番1の一部、64番2の一部、64番3の一部、64番4の一部、64番5の一部、64番6の一部及び65番1の一部(次の図のとおり)

2 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

(「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課に備えて置いて縦覧に供する。)

北海道告示第386号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、蘭越土地改良区が行う土地改良(維持管理)事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道後志総合振興局に備えて置いて、令和4年6月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、利害関係人は縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議の申出をすることができる。

令和4年6月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第387号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和4年6月24日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字東和159の1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

北海道告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、この告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年6月24日

北海道知事 鈴木直道

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 上長和萩原線
- 3 道路の区域

区	間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
伊達市東関内町384番1地先から	5.21mから	37.00mまで	6,182.84m	一般国道37号 重複L=11.38m
同市萩原町134番1地先まで	37.00mまで			

北海道告示第389号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年6月24日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
鳴川（I-21-0340）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
亀田郡七飯町字鳴川町、字桜町、桜町1丁目、桜町2丁目、字本町、本町2丁目、本町4丁目、本町6丁目、本町7丁目、本町8丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
第2鳴川（I-21-0350）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
亀田郡七飯町字鳴川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
峠下神社の沢川（I-21-0250）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
亀田郡七飯町字峠下（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
学校裏沢川（I-21-0260）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
亀田郡七飯町字峠下（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
発電所裏の沢川（I-21-0270）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
亀田郡七飯町字峠下（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
新道川（II-21-0290）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
亀田郡七飯町字峠下（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小沢の沢川（II-21-1660）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
亀田郡七飯町字大沼町（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
仁山（2-23-453）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
亀田郡七飯町字峠下、字仁山（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第390号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年6月24日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
七飯藤城1（Ⅰ-2-205-1243）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字藤城（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
七飯藤城2（Ⅲ-2-25-406）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字藤城（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
七飯峠下2（Ⅱ-2-111-894）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字峠下（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
七飯峠下3（Ⅰ-2-206-1244）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字峠下（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
七飯峠下4（Ⅱ-2-112-895）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字峠下（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
水無沢川（Ⅰ-21-0310）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字上藤城、字桜町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
湯出川（Ⅱ-21-0360）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字大中山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
武佐川（Ⅰ-21-0361）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字大中山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
荊澗川（Ⅰ-21-1640）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字軍川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
七飯鳴川2（Ⅱ-2-109-892）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字鳴川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大中山1号沢川（Ⅲ-21-030）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字大中山、大中山7丁目、大中山8丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
七飯東大沼（Ⅰ-2-208-1246）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字東大沼（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
七飯西大沼（Ⅰ-2-207-1245）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 亀田郡七飯町字西大沼（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
七飯軍川（Ⅱ-2-113-896）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字軍川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
仁山川（Ⅰ-21-0240）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字仁山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
発電所横の沢川（Ⅰ-21-0280）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字峠下（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
築城の沢川（Ⅱ-21-0300）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字上藤城（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神社の沢川（Ⅱ-21-1620）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字軍川、字東大沼（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
落の沢川（Ⅱ-21-1630）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字軍川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
仁山1号沢川（Ⅲ-21-026）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字仁山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
仁山2号沢川（Ⅲ-21-027）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字仁山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 高橋の沢川（Ⅱ-21-1650）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字大沼町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
採石場の沢川（Ⅰ-21-0330）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字桜町、字鳴川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
仁山3号沢川（Ⅲ-21-028）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字仁山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
仁山4号沢川（Ⅲ-21-029）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字仁山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
堀川沢川（Ⅲ-21-049）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字軍川（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小沼2の沢川（Ⅲ-21-052）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
亀田郡七飯町字大沼町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
村山3号沢川（Ⅲ-21-025）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市村山、亀田郡七飯町字仁山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第391号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和4年6月24日

北海道知事 鈴木直道

5 天塩沿岸海岸保全区域の表天塩沿岸の(14)稚内海岸の稚内市の項海岸保全区域の欄の2の事項を次のように改める。

2 清浜地区海岸の次の基点Aから基点Sまでの各点を順次に結ぶ線、基点Aと補点①を結ぶ線、補点①から補点④までの各点を順次に結ぶ線及び基点Sと補点④とを結ぶ線によって囲まれた区域

- 基点A 稚内市大字宗谷村字清浜71番1東角の地点
- 基点B 基点Aから方向角224度30分の方向37mの地点
- 基点C 基点Bから方向角228度30分の方向113mの地点
- 基点D 基点Cから方向角237度30分の方向80mの地点
- 基点E 基点Dから方向角222度00分の方向77mの地点
- 基点F 基点Eから方向角217度00分の方向78mの地点
- 基点G 基点Fから方向角216度00分の方向132mの地点
- 基点H 基点Gから方向角221度30分の方向46mの地点
- 基点I 基点Hから方向角232度00分の方向46mの地点
- 基点J 基点Iから方向角244度00分の方向46mの地点
- 基点K 基点Jから方向角249度00分の方向301mの地点
- 基点L 基点Kから方向角343度00分の方向24mの地点
- 基点M 基点Lから方向角260度30分の方向88mの地点
- 基点N 基点Mから方向角225度00分の方向38mの地点
- 基点O 基点Nから方向角238度00分の方向9mの地点
- 基点P 基点Oから方向角228度00分の方向20mの地点
- 基点Q 基点Pから方向角184度04分50秒の方向69.14mの地点
- 基点R 基点Qから方向角214度02分14秒の方向4.48mの地点
- 基点S 基点Rから方向角200度21分07秒の方向9mの地点
- 補点① 基点Aから方向角348度27分01秒の方向148.67mの地点
- 補点② 基点Hから方向角296度08分47秒の方向178.26mの地点
- 補点③ 基点Mから方向角335度17分15秒の方向103.35mの地点
- 補点④ 基点Sから方向角288度51分21秒の方向113.29mの地点

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第60号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年6月24日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道教育情報通信ネットワーククラウドサービス提供業務 一式
- 2 落札を決定した日

令和4年6月8日

3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社HARP
(2) 住所 札幌市中央区北1条西6丁目1番地2

4 落札金額
924,000,000円

5 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札

6 一般競争入札の公告
令和4年4月12日付け北海道教育委員会教育長告示第37号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁ICT教育推進局ICT教育推進課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第307号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）の適用を受ける。

令和4年6月24日

北海道警察本部長 扇 澤 昭 宏

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和4年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 令和4年6月24日に一般競争入札の公告を行う運転能力判定用運転適性検査装置の賃貸借契約

(2) 資 格 運転能力判定用運転適性検査装置の賃貸借に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 運転能力判定用運転適性検査装置

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。調達をする物品に関し、迅速な保守体制が整備されていること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和4年6月24日（金）から同年7月11日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁渡島教育局告示第45号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年6月24日

北海道教育庁渡島教育局長 柴 田 亨

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
実習船若竹丸第二種中間検査工事 一式

2 随意契約の相手方を決定した日
令和4年6月2日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 函東工業株式会社

(2) 住 所 函館市浅野町3番11号

4 随意契約に係る契約金額
67,650,000円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
(3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2237

北海道警察本部告示第308号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年6月24日

北海道警察本部長 扇 澤 昭 宏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
運転能力判定用運転適性検査装置の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 契 約 期 間 令和5年2月1日から令和11年1月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和4年北海道警察本部告示第307号に規定する運転能力判定用運転適性検査装置の賃貸借に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
(2) 入 札 日 時 令和4年8月5日（金）午後1時40分（送付による場合は、同月4日（木）午後5時までに必着）
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
(3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2237

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Driving Ability Judgment Driving Aptitude Inspection system 1 set
B Bid tendering date and time : 1 : 40 P.M., August 5, 2022
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 4, 2022)
C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan

北海道警察本部告示第309号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年6月24日

北海道警察本部長 扇 澤 昭 宏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

交通パトカー（車載式速度測定装置搭載車） 7台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、中間検査に応じられること。

(5) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品を供給することが可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年6月24日（金）から同年7月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札書の提出等

(1) 入札書提出場所 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察総務部会計課（送付による場合も同じ。）

(2) 入札受付期間 令和4年7月29日（金）から同年8月4日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで及び開札日の午前9時から正午まで（送付による場合は、当該入札受付期間の最終日時までに必着）

(3) 開札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場

(4) 開札日時 令和4年8月5日（金）午後2時

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電話番号 011-251-0110 内線 2242

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Traffic police car (Vehicle equipped with speed measurement device) Quantity 7
- B Bid opening date and time : 2 : 00 P.M., August 5, 2022
(Bidding deadline : 12 : 00 P.M., August 5, 2022)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2242

北海道警察本部告示第310号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年6月24日

北海道警察本部長 扇澤 昭宏

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 警察官 (男性) 用合服上衣 1,020着
(2) 警察官 (男性) 用合服ズボン 1,702本

2 落札を決定した日

令和4年6月10日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 榎本商事株式会社
(2) 住所 札幌市中央区南3条東4丁目1番地2

4 落札金額

42,675,490円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和4年4月26日付け北海道警察本部告示第213号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第311号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年6月24日

北海道警察本部長 扇澤 昭宏

1 落札に係る物品等の名称及び数量

警察官 (男性) 用合ワイシャツ 3,662枚

2 落札を決定した日

令和4年6月10日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 榎本商事株式会社
(2) 住所 札幌市中央区南3条東4丁目1番地2

4 落札金額

28,116,836円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和4年4月26日付け北海道警察本部告示第214号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第312号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年6月24日

北海道警察本部長 扇澤 昭宏

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 警察官 (女性) 用合服上衣 378着
(2) 警察官 (女性) 用合スカート 165枚
(3) 警察官 (女性) 用合ベスト 359枚
(4) 警察官 (女性) 用合ズボン 634本
(5) 警察官 (女性) 用合ワイシャツ 961枚
(6) 警察官 (女性) 用合活動服 292着

2 落札を決定した日

令和4年6月10日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 榎本商事株式会社
(2) 住所 札幌市中央区南3条東4丁目1番地2

4 落札金額

36,918,024円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
令和4年4月26日付け北海道警察本部告示第215号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

道 警 察 方 面 本 部 告 示

北海道警察函館方面本部告示第43号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年6月24日

北海道警察函館方面本部長 杉 俊 弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称
デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量
12台及び1月当たり 232,000枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速な点検及び調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和4年6月24日（金）から同年7月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 040-8511 函館市五稜郭町15番5号
北海道警察函館方面本部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道警察函館方面本部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部3階小会議室（送付による場合は、郵便番号 040-8511 函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部会計課）

(2) 入 札 日 時 令和4年8月9日（火）午前11時（送付による場合は、同月8日（月）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察函館方面本部のホームページ (<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/hakodatehonbu/>) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定められたそれぞれの予定価格（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）の制限の範囲内であり、かつ、入札書記載の入札総額（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価に調達予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）を用いても差し支えない。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察函館方面本部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 040-8511 函館市五稜郭町15番5号
- (3) 電 話 番 号 0138-31-0110 内線 2232

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of 12 copying machines included maintenance and supply of consumer goods. Paper is not included.

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 9, 2022
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 8, 2022)

C Contact : Finance Division, Hokkaido Hakodate Area Police Headquarters,
Goryokaku-cho 15-5, Hakodate, Hokkaido 040-8511 Japan
Phone : 0138-31-0110 Extension 2232